



税理士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと 教えて Q&A

Question

源泉徴収事務

当組合は、共同購買事業を中心に組合事業を展開しており、役職員も10名を超えています。令和8年度の「源泉徴収事務」を開始するに当たり、概要と留意点について教えてください。

また、「簡易な扶養控除等申告書」の作成について教えてください。

Answer

【概要】

〈扶養控除等申告書の提出〉

- (1) 「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の用紙を各人に配布し、必要事項の記載を求めた上で回収し、毎年最初の給与等を支払う日の前日までに、給与所得者各人から、その人が控除を受けようとする源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、障害者等の有無やこれらに該当する事実を記載した扶養控除等申告書の提出を受けなければなりません。
- (2) ① この申告書は、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族のない人なども提出しなければなりません。
② 2か所以上から給与等の支払を受けている人は、いずれか一の支払者にのみ提出できます。



〈簡易な扶養控除等申告書について〉

- (1) 簡易な申告書とは

令和5年度の税制改正で創設されました。具体的には、扶養控除等申告書に記載すべき事項が、その年の前にその給与等の支払者に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合に、その扶養控除等申告書に記載すべき事項に代えて、その異動がない旨を記載して提出する扶養控除等申告書をいいます。

- (2) 簡易な申告書の記載方法について

簡易な申告書を提出する人本人の氏名、住所又は居所及びマイナンバー（個人番号）を記載の上、前に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない旨を余白に記載する等して提出してください。

【留意点】

- (1) 給与所得者から提出を受ける「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族等の個人番号を記載してもらう必要があります。
また、その際には、源泉徴収義務者は、給与所得者の本人確認を行うこととされていますので、留意してください。
- (2) 非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合の確認
給与等の源泉徴収に当たって、給与等の支払を受ける給与所得者が、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」「留学ビザ等書類」を提出し、又は提示する必要がありますので、留意してください。
- (3) 源泉徴収簿は、その年中の給与等の支払状況、所得税及び復興特別所得税の徴収状況その他を明記しておく大切な帳簿の一つであり、支払をする各人に作成しておく必要がありますので、留意してください。